

## 学校再開に伴う感染症予防に係るガイドライン

令和2年6月1日

和光市教育委員会

### <市内小・中学校へのお願い>

- 1 学校の再開は、あらゆる感染防止対策を講じながら、児童生徒の安全・安心を第一として段階的に実施する。
- 2 児童生徒の健康観察を丁寧に行うとともに、心と体の安定を図り学校生活への適応に努める。
- 3 新たな生活スタイルを取り入れるとともに、感染症に対する発達段階に応じた知識理解と予防教育を推進する。
- 4 学校生活における様々な制約は、児童生徒の健康を守る上で不可欠であることの理解を図る。
- 5 友達や教師との心のつながりを図るため、3密を回避できるようなふれあいや交流の仕方を工夫する。
- 6 学びの重点化を通して、未修内容の解消と学びの連続性・学習習慣の確立を図る。
- 7 新型コロナウイルス感染症は収束していないことを念頭に、常に危機管理意識を持って児童生徒の安全・安心の確保に努める。

# 目 次

- 1 学校再開にあたって
- 2 教職員の勤務・サービス、健康管理について
- 3 基本的な共通理解事項について
- 4 基本的な感染症対策について
  - (1) 日常の健康観察の徹底
  - (2) 手洗いの徹底
  - (3) 消毒の徹底
  - (4) 室内換気の徹底
  - (5) 3密回避の徹底
- 5 感染が確認された場合の対応について
- 6 感染が確認されていないが症状がある場合の対応について
- 7 徹底すべき主な取組について
  - (1) 登校前・登校時
  - (2) 学級等での基本的な指導事項
  - (3) 学校生活
  - (4) 学習指導
  - (5) 未指導内容の取扱
  - (6) 給食指導
  - (7) 清掃活動
  - (8) 下校時
  - (9) 環境衛生
- 8 学期終了日と開始日
- 9 行事等の見直し
- 10 その他

# 学校再開に伴う感染症予防に係るガイドライン

令和2年6月1日  
和光市教育委員会

和光市教育委員会では、学校の再開にあたって国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(令和2年5月22日付)及び埼玉県教育委員会「学校再開に向けたガイドライン(新型コロナウイルス感染症防止対策)～Ver.1～」(令和2年5月22日付)を参酌し、学校での集団感染のリスクを回避するために必要な感染症対策について、和光市版「学校再開に伴う感染症予防に係るガイドライン」を以下のとおり定める。

## 1 学校再開にあたって

- (1) 第1・2週:(6月1日～12日)1日から学校を再開し、12日までは分散登校とする。
  - (2) 分散登校の実施に際しては、特に小学校は兄弟姉妹、地区等を配慮して編成し、通学班登校等を実施する。中学校については1/2の規模が保てるよう工夫する。
  - (3) 第3週:(6月15日～19日)通常の登校とし簡易給食(ご飯・味噌汁等:おかず・飲み物は各自持参)を提供するが、休み時間等の時間差などを考慮してゆとりを持った日課とする。
  - (4) 第4週:(6月22日～)通常の授業日課・教育活動に戻して、通常の給食を提供するが、できる限り個別での配膳が可能なものや品数の少ない献立(主菜と具沢山の汁物)等の配慮をする。
  - (5) 授業の1単位時間については、6月1日から19日までは、小学校35分、中学校40分で実施する。なお、22日以降は通常の1単位時間とする。
  - (6) 立哨指導員の配置は、一日2回(3時間30分の範囲内)とする。
  - (7) 来校者には、氏名や来校時間等の記入、マスクの着用を徹底する。
- ※ 今後の感染拡大や、市内及び周辺地域で感染者が急増した場合には、臨時休業や分散登校の延長など臨機対応を行うこととする。

分散登校 (午前・午後交代)	通常登校 (簡易給食)	通常登校 (通常給食)
-------------------	----------------	----------------

6/1(月)

6/15(月)

6/22(月)～

8/7(金)

## 2 教職員の勤務・サービス、健康管理について

- 教職員が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合の勤務
    - ・教職員に風邪症状がある場合：出勤を自粛（特別休暇：交通遮断休暇）
    - ・教職員と同居している親族等に風邪症状がある場合：出勤を自粛（特別休暇：交通遮断休暇）
    - ・教職員が保健所、医療機関等から新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断された場合（無症状の場合）：出勤を自粛（職務専念義務の免除）
    - ・教職員が濃厚接触者として停留措置を受けた場合：出勤不可（特別休暇：交通遮断休暇）
    - ・教職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する就業制限の対象となった場合：出勤不可（職務専念義務の免除）
- ※ 上記は、「市町村立小中学校・義務教育学校版『学校再開に向けたガイドライン』（新型コロナウイルス感染防止対策）Ver. 1」による。

## 3 基本的な共通理解事項について

- ア 校内でのクラスター発生防止のため、感染源や感染経路を断つことに努める。
- イ 児童生徒、教職員の手洗いや咳エチケット、マスク着用などの基本的な感染予防対策を徹底する。なお、マスクの色や形、素材等の限定はしない。
- ウ 3密（「換気の悪い密閉空間」「手の届く範囲に多くの人がいる」「近距離で発声がある」）を避け、教室内では互いに1～2m程度の距離が取れるよう座席を離し、大声を出すことを控えるようにする。
- エ 授業は、当面の間は黒板の方向に向く形で行い、グループ活動、協働学習は行わない。
- オ 新型コロナウイルス感染症の基本的な理解と予防対策の重要性について、全教職員が共通理解を持つ。
- カ 児童生徒に、新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見等による不安を持たせないよう努める。
- キ 激しい運動は免疫力を低下させ、感染リスクが高まることから過度な運動は控える。
- ク エアコンは換気機能は無いので、エアコン使用時でも窓等の開放による換気を行う。
- ケ 学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備する。
- コ 児童生徒が下校した後、教職員が分担して、教室やトイレなど児童生徒等が手を触れる箇所（蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチ等）を、消毒液を使って消毒する。

## 4 基本的な感染症対策について

### （1）日常の健康観察の徹底

- ① 家庭での検温・健康観察で、発熱や咳等の症状が見られた児童生徒は登校しない。同様に教職員も出勤をしない。
- ② 登校後の体調の変化時には、必ず検温し体調等の確認をする。
- ③ 児童生徒が提出した健康観察カード等の確認を速やかに行い、未記入や未提出の場合は検温・体調の確認をする。なお、風邪等の症状がみられる場合には、保護者に連絡をして休養をお願いする。

## (2) 手洗いの徹底

- 始業前、休み時間後、給食前、清掃後などには、流水・石鹸で丁寧に洗う。

## (3) 消毒の徹底

- 次の場所等は、エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液を使って毎日行う。  
【教室、職員室等】机、椅子、ドア・窓取手、スイッチ、使用教具、黒板拭きなど。  
【トイレ】ドア取手、レバー、ペーパーホルダー、蛇口取手など。  
【体育館、特別教室】ドア・窓取手、共用物品（教材・教具）、照明スイッチなど。

## (4) 室内換気の徹底

- 教室の2方向の常時開放、開放できない場合でも30分に1回程度の換気をする。

## (5) 3密回避の徹底

- 基本的に学年集会、全校集会は行わない。近距離での会話や発声を極力控える。

## 5 感染が確認された場合の対応について

次のいずれかで感染が確認された場合には、臨時休業とする。ただし、濃厚接触者が保健所から特定され、校舎内等の消毒等が終了した場合には、専門機関・学校医等の指示を受けて再開することができる。

- ① 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された。
- ② 保護者等（同居者に限る）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された。
- ③ 教職員（同居者を含む）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された。

## 6 感染が確認されていないが症状がある場の対応について

### (1) 次のいずれかの場合には、出席停止の扱いとする。（「欠席」ではない。）

- ① 児童生徒等において、風邪の症状や37.5度以上の発熱がある。
- ② 児童生徒等において、味覚や臭覚などがいつもと違って異常を感じたり、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）などの症状がある。
- ③ 児童生徒の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安がある。

### (2) 教職員においては、上記①、②の症状がある場合は出勤しない。

- 教職員が校内のクラスター発生源となった場合、児童生徒・保護者に与える影響の大きさを常に自覚していくことが大切である。

## 7 徹底すべき主な取組について

### (1) 登校前・登校時

- ① 登校時はマスクを着用し、通学班登校の場合には前後との間隔を1メートルほど空けて歩くようにする。
- ② 登校時刻について時間差を設け、昇降口等が3密状態にならないようにする。
- ③ 教職員が出勤の際には職員玄関等でスクリーニングを受け、職員室等の出入り口で

手指の消毒を行ってから入室する。

- ④ 教職員は、輪番制を敷いて（勤務時間調整による）児童生徒の登校の際に昇降口で、サーモグラフィーによるスクリーニングを実施する。
- ⑤ サーマグラフィーによるスクリーニングを実施する際には、間隔をしっかりと保持できるよう待機ラインを明示する。
- ⑥ 昇降口でのサーモグラフィーによるチェックで体温が高い場合には、さらに非接触型検温器で検温し、体調不良が見られる場合は保護者に連絡を取り、小学生は迎えを依頼して帰宅させる。なお、中学生は基本的には迎えなしで帰宅させる。

## （２）学級等での基本的な指導事項

- ① マスクを着用したり、人との接触を避けたりすることの意味を考えさせ、それをしっかりと守ることがコロナウイルスの感染予防になることを指導する。
- ② 自分の健康に十分気を付け、少しでも体調が悪いと感じたら担任等に伝えることを指導する。
- ③ コロナウイルス感染症について、発達段階に応じて正しい理解を進めるとともに、差別や仲間外れなどが起きないように人権を守ることの大切さを指導する。特に、学校でクラスターが発生した場合、感染者がいじめの対象になることが想定できるので、日常からの指導の徹底が大切である。
- ④ マスク着用は、のどの渇きに気づきにくくなることから、こまめな水分補給を指導する。時には、教師からの声掛けが必要である。
- ⑤ 自分や家族が感染するのではないかなどの不安や恐れによる心理的ストレスを抱えている児童生徒には、担任だけでなく養護教諭やスクールカウンセラー等に支援を依頼し適切な指導を行う。

## （３）学校生活

- ① 休み時間ごとの手洗いの励行、こまめな水分補給、教室内でのマスクの着用、二方向での換気の確保、共用教具・教材の消毒を行う。（休み時間等には、換気、うがい、手洗いを啓発する放送などをする。）
- ② 学校行事については、3密を回避できない場合には、当分の実施を見合わせる。
- ③ 学年ごとに休み時間をずらして、昇降口、水道場、トイレの密集や混雑を回避する。
- ④ 下校時等には、昇降口で密にならないよう教師が指示を出して時間差をつける。

## （４）学習指導

- ① 前年度の復習等を行いながら、児童生徒の生活リズムを取り戻していく。
- ② 身体的接触や近距離での活動をできる限り避ける。特に、体育、音楽、家庭科調理実習、グループ学習などは、授業の構成を工夫して行う。
- ③ 学習へのスムーズな移行を図りながら、実施時数や教育課程の管理をしっかりと行い、未実施とならないよう計画を見直す。
- ④ 臨時休業中に課題として取り組ませたことで指導の終わりとししないで、習熟度をしっかりと把握する。

- ⑤ 対話的な活動、協働学習は当面避けて、考えをノートに書かせたりして、自分の考えを持たせる機会をつくり、それらの考えを他の児童に伝える工夫をする。(ノート等の回し読みなどはしない。)
- ⑥ 発表させる場合には、声の大きさに注意できよう指導する。
- ⑦ 不特定多数が接触するPC、キーボード、図書館の本、清掃用具、遊具などのすべてを消毒することはできないので、使用前後の手洗いや手指の消毒を徹底する。
- ⑧ 当面、図書館は授業時間に学級ごとの利用とし、休み時間は控える。

## (5) 未指導内容の取扱

- ① 昨年度分の未指導の取扱い ⇒ 6月下旬までに実施する。
- ② 4・5月分の未指導の取扱い ⇒ 8月7日までに実施する。
- ③ 6～10(11)月分 ⇒ 2学期中に実施する。
- ④ その他 ⇒ 3学期終了までに実施する。

### ※ 欠課日数

- ・昨年度分 3月：17日
- ・今年度分 4月：16日、5月：18日 6月：分散登校期間中の時数

### ※ 欠課時数 (3・4・5月分で合計50日、約9.5週で計算)

(小学校)

- 1年生：238時間+ $\alpha$ 、2年生：247時間+ $\alpha$ 、3年生：257時間+ $\alpha$
- 4年生：266時間+ $\alpha$ 、5年生：266時間+ $\alpha$ 、6年生：266時間+ $\alpha$

(中学校)

- 1年生～3年生：276時間+ $\alpha$

### ※ 補充時数

- ・夏季休業日等の短縮で21日確保、今後の行事等の中止に伴う時数の確保

## (6) 給食指導

- ① 座席の間隔を最大に開け、机を向き合わせにしないで会話を控える。児童生徒の給食当番が可能となった場合には、サーモグラフィーによるスクリーニングを実施する際には、間隔をしっかりと保持できるように待機ラインを明示する。当番の身支度や体調等を十分にチェックし、安全・安心に最大限の配慮をする。
- ② 給食が通常の再開となった場合、配膳室の密集を避けるため時間差で行くようにする。(準備は低学年から返却は高学年から等々)
- ③ 給食後の歯磨き等はリスクが大きいことから、当分の間は控える。

## (7) 清掃活動

- ① 清掃場所に密集場面が生じないように分散して行わせる。
- ② トイレ清掃は感染リスクが高いことから、当分の間は教職員が分担して行う。

## (8) 下校時

- ① 新一年生の集団下校では、密にならないよう配慮して一列歩行とする。
- ② その他の学年においても、横に広がり話しながらの歩行は避けるよう指導する。

## (9) 環境衛生

- ① 児童生徒が登校してくる前に教室・廊下等の窓を開け、十分な換気を行う。
- ② エアコン使用時においても、窓・ドアを締め切らないで、十分な換気を行う。

## 8 学期終了日と開始日

第一学期終業式	8月 7日(金)	< 6日(木)	給食終了 : 5・6日は短縮>
第二学期始業式	8月 21日(金)	< 24日(月)	給食開始 : 午後あり>
終業式	12月 25日(金)	< 24日(木)	給食終了 : 23・24日給食後下校>
第三学期始業式	1月 6日(水)	< 7日(木)	給食開始 : 午後あり>
修了式	3月 26日(金)	< 23日(火)	給食終了 : 給食後下校>

## 9 行事等の見直し

- ① 小学校の林間学校 ⇒ 今年度は中止とする。(中学校のスキー林間は感染状況を踏まえて判断する)
- ② 小・中学校修学旅行 ⇒ 延期での実施の可否をキャンセル料発生時期を踏まえて判断する。
- ③ 社会科見学等 ⇒ 一学期中は中止として、感染状況を踏まえて判断する。
- ④ 運動会・体育祭等 ⇒ 感染状況を踏まえて判断する。
- ⑤ 文化祭・合唱祭等 ⇒ 感染状況を踏まえて判断する。
- ⑥ 音楽鑑賞会 ⇒ 感染状況、キャンセル料発生時期を踏まえて判断する。
- ⑦ 陸上、サッカー大会 ⇒ 感染状況を踏まえて判断する。
- ⑧ 発育測定、健康診断 ⇒ 発育測定は教育活動が安定したら実施し、健康診断は第2学期の実施とする。
- ⑨ スピーチコンテスト ⇒ 市内だけで実施の方向。

## 10 その他

- ① 水泳指導は、各種の健康診断が実施されていないことやマスク等の着用が困難なことから実施しない。
- ② 部活動については、感染状況を踏まえて6月15日以降に実施が可能かどうかの判断をする。
- ③ 保護者会、授業参観等は、当面実施しない。